

令和7年度 柏市立西原小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度4月2日改訂

1 目的

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日)の施行及び「柏市いじめ防止基本方針」(令和5年度)の改訂に伴い、人権尊重の理念に基づき、柏市立西原小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 「いじめ」の定義（文部科学省）

児童・生徒に対して、該当児童・生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本的理念

法の有無に関わらず、いじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までに行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果に繋げる。

学校においていじめの未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促していく。その中で「いじめをしない、させない、傍観しない」の認識を全職員及び児童、保護者が再認識するとともに、「いじめはどこでも起こり得る」との認識の下、一早い対応ができるよう、情報収集と組織での対応に努める。また、いじめの疑いがある場合も組織的な対応を行う。

4 いじめ防止対策の整備

（1）生徒指導部会

月に1回管理職又は生徒指導主任、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況について情報交換をする。年間計画、困ったことアンケートなどの見直しや提案をする。

（2）特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度始め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

5 いじめ未然防止の取り組み

- 児童の状況を正確に理解するために、困ったことアンケートや教育相談を実施する。
- 児童が満足し、充実感を得られるよう話を十分に聞き入れ児童理解を深める。向上心をもって物事に取り組めるよう担任から言葉かけや助言を積極的に行う。
- 道徳・人権教育を充実させることで、規範意識、友情、生命尊重などの涵養を図る。
- 自己指導能力の獲得を目指した「わかる授業」の展開を図り、児童一人ひとりに充実感や自己有用感を与える。すべての児童が授業に参加できる、活躍できる場の設定を行う。

（5）いじめを誘発する要因の認識（過度の競争・配慮のない能力別グループ分け等）を全職員がもち、起こらないように努める。

6 いじめの早期発見への取り組み

- 毎学期実施している教育相談は全員と実施するようにする。短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いをもたせることに繋げていく。
- 毎学期実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。教師の基準でいじめの有無を判断せず、関係児童の訴えを丁寧に聞き取り、いじめの状況を確認する。
- 児童が活動する場所に必ず、教職員がいる体制を整え、青空タイムや昼休み等の機会にも児童の様子に目を配る。いつでも児童の相談に応じられるような心構えをもっておく。また、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢をもつ。

7 いじめ早期対応の取り組み

- 学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を行う。第1報告以後も適宜途中経過を報告する。
- 聞き取りとつき合わせを行う。
 - 当該、関係児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
 - 児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、負担を強いないように配慮する。
 - 客観的な事実を先入観なしで聞き取り、必ず記録する。
- 謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強いるのではなく、当人同士が納得できるようにする。いじめられた者へは、必ず守り通すことを、いじめた側へは、今後の励ましを込めて厳しさと愛情を含めて調整する。
- いじめが発覚した場合にはいじめた側、いじめられた側の双方の保護者に連絡を入れる。
- いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。
- いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りを行っていく。また、適宜双方への言葉かけを続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。

8 重大事態発生時

（1）定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、及びいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態とする。

（2）対処

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに教育委員会等関係諸機関への報告を行う。関係諸機関と連携して被害児童の安全確保と事実確認、いじめの解消に向けて組織的に対応する。犯罪行為として取り扱うべきものであると認める場合は、警察や少年補導センターと連携して対応する。